

使用済燃料再処理・廃炉推進機構 2025 事業年度 事業計画

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（以下「拋出金法」という。）第 58 条前段の規定に基づき、2025 事業年度における使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）の事業計画を次のとおり定める。

2025 年 3 月

使用済燃料再処理・廃炉推進機構
理事長 増田 博武

【機構を取り巻く状況】

近年、国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひっ迫等への対応に加えて、グリーン・トランスフォーメーション（GX）が求められるようになったことを受け、2023 年 5 月に GX 脱炭素電源法が成立するなど、政府は、脱炭素電源の利用促進を図りつつ電力の安定供給を確保するための制度整備を進めている。

第 7 次エネルギー基本計画（2025 年 2 月閣議決定）では、原子力は、優れた安定供給性、技術自給率を有し、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少なく、また、一定の出力で安定的に発電可能等の特徴を有していると評価している。また、こうした特性はデータセンターや半導体工場等の新たな需要ニーズにも合致することも踏まえ、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくことを明記した。2040 年時点における電源構成において原子力発電比率は 2 割程度との見通しを示している。

2025 年 3 月現在、原子力発電所は建設中を除く 33 基のうち 14 基が再稼働を果たしており、今後の利用促進が期待されるところである。

こうした中、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）は、2024 年 8 月、核燃料サイクルの要である再処理施設のしゅん工時期を 2024 年度上期のできるだけ早期から 2026 年度中に見直すことを公表した。現在、しゅん工に向けて、新規制基準への適合をはじめとした一層の安全性向上対策に、電気事業者・メーカー・ゼネコン等を含むオールジャパン体制で取り組んでいる。また、日本原燃は、安全、確実な操業を期して、安全管理の徹底や、品質保証活動の改善に努めている。これらの取組みを通じて、地域社会からの信頼獲得を目指している。

一方、電気事業者は、2020 年 12 月に新たなプルサーマル計画、2025 年 2 月に具体的なプルトニウム利用量等を示すプルトニウム利用計画を策定している。

更に、廃炉については、特定原子力施設の指定を受けている東京電力福島第一原子力発電所を除き、18 基の原子炉の廃止決定が行われている。中でも浜岡原子力発電所 1 号機及び 2 号機は、国内初となる原子炉領域の解体撤去の申請が 2024 年 12 月に認可されており、他の原子炉も今後順次廃止措置が本格化することが見込まれている。

こうした状況の中で、我が国全体で廃炉を円滑かつ着実に進めていくことが重要となる。

機構は、上記の状況を踏まえ、今後とも安全の確保を最優先に、再処理等業務及び廃炉推進業務を着実かつ適切に実施していくため、2025 事業年度の事業計画を次のとおり策定する。

【2025 事業年度の事業計画】

1. 使用済燃料の再処理等の業務の実施

（1）使用済燃料再処理等実施中期計画の変更

抛出金法第 54 条第 1 項後段の規定に基づき、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、電気事業者のプルトニウム利用計画、日本原燃の再処理施設及びMOX燃料加工施設の暫定操業計画及び仏国での使用済MOX燃料の再処理に係る計画を踏まえ、使用済燃料再処理等実施中期計画の変更を適切に行う。

（2）使用済燃料の再処理等業務の実施

機構は日本原燃に対し、再処理等業務の一部を委託している。その日本原燃に対して、業務の実施状況、事業費の積算内容、支出実績等の確認を通じて、再処理等が着実かつ適切に実施されていることを、客観的かつ継続的に確認していく。

また、日本原燃の品質保証活動について確認するとともに、安全の確保を最優先として、その活動が効果的に機能するよう、発注者の視点から助言・提言等を実施する。

再処理施設及びMOX燃料加工施設については、日本原燃においてしゅん工に向けた工事等が進められているところであるが、その工程の進捗状況の把握等を的確に行い、日本原燃がしゅん工及び安全・安定操業に向けた取組みを確実に実施していることを確認していく。

使用済MOX燃料の再処理については、2030 年代後半の技術確立を目途に研究開発が行われており、機構は、使用済MOX燃料の再処理実証研究における再処理等の実施に関して、再処理契約の締結に向け、国や事業者と連携し、実施に向けた具体的な検討を進めていく。

2. 廃炉推進業務の実施

（1）廃炉推進業務中期計画の具現化

安全の確保を最優先に、実用発電用原子炉設置者等により現在実施中及び今後実施される国内全体の廃炉が円滑かつ着実に行われるよう、抛出金法第 55 条第 1 項前段の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けた廃炉推進業務中期計画の具現化に向け、2.（2）に記載する廃炉推進業務を実施する。

（2）廃炉推進業務の実施

実用発電用原子炉設置者等が提出する抛出金法第 16 条に規定する廃炉実施計画

及び実績の確認等に加え、国内外の廃炉に係る知見・ノウハウを機構自ら収集し蓄積することにより、それを基に、同法第 49 条第 3 号の規定に基づき、実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告を行う。また、同条第 4 号の規定に基づき、機構として取り組むべき共通的な課題を整理し、実用発電用原子炉設置者等と協議して必要な調査、研究等を行い、その結果を実用発電用原子炉設置者等と共有する。加えて、同条第 5 号の規定に基づき、廃炉に用いる資機材や設備のうち各発電用原子炉施設において共通的に利用可能なものを調査し、共同で調達することで効率的に廃炉が行える場合、共同で調達して実用発電用原子炉設置者等の共用に供することができるようにする。

実用発電用原子炉設置者等が廃炉実施計画に基づき実施する廃炉に係る費用に相当する額について、同法第 17 条の規定に基づき支払の請求を受けたときは、経済産業大臣が定める基準に従って、当該廃炉の実施に必要な費用に相当する額を支払う。

(3) 報告

拠出金法第 52 条第 1 項の規定に基づき、2. (2) に記載する廃炉推進業務の実施の状況、及び 3. (2) に記載する廃炉拠出金の状況について、事業年度終了後 3 月以内に報告する。

3. 拠出金の収納等

(1) 再処理等拠出金

拠出金法第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等拠出金単価を適切に定める。

拠出金法第 49 条第 2 号等の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者から再処理等拠出金を適切に収納する。

収納した金銭は、余裕金運用計画に基づき、安全かつ効率的に運用・管理する。

(2) 廃炉拠出金

拠出金法第 11 条第 2 項乃至第 4 項の規定に基づき、廃炉推進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること、及び電気の安定供給その他の実用発電用原子炉の運転に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又はその利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものとして定めた年度総額に、施設の規模や廃炉の実施状況等を勘案して定めた拠出金率を乗じることにより、実用発電用原子炉設置者等ごとの廃炉拠出金を適切に定める。

拠出金法第 49 条第 6 号等の規定に基づき、実用発電用原子炉設置者等から廃炉拠出金を適切に収納する。

収納した金銭は、余裕金運用計画に基づき、安全かつ効率的に運用・管理する。

4. その他業務運営に関する重要事項

業務の質の向上に向け、以下のとおり効率的かつ適切な業務運営を図る。また、業務運営にあたっては、立地自治体等との信頼関係に十分配慮する。

(1) 業務の継続的な評価・改善

効率的な業務運営の意識を徹底し、業務実施サイクルの継続的な評価・改善を実施することにより、効率的かつ適切な業務運営を図る。

(2) 内部統制・ガバナンスの強化

行動規範やコンプライアンスの推進に関する規程等を遵守し、適正な労働時間管理の下、業務を適正に実施するとともに、実施状況の確認・評価・改善を行い、さらなる内部統制・ガバナンス強化を図る。

(3) 適切な情報発信・立地自治体との信頼関係構築

業務運営の透明性を確保するとともに、国民等の理解と協力を得られるよう、適時にわかりやすい情報発信や理解醸成活動に努め、信頼性を高めていく。

また、青森県や六ヶ所村に対し、適宜情報提供を行い、信頼関係を高めていく。

(4) 人材の活用

人材を適材適所で活用するとともに、業務を通じて習得した知見・知識の共有などにより、業務に幅広く対応できる能力の拡充に努め、効率的かつ適切な業務運営を図る。

(5) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ意識のさらなる向上を図り、業務情報の適正な管理、コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策等のシステムの運用・管理等を適切に行い、情報セキュリティの確保に万全を期す。

以 上